

令和 3 年度尾道市市民活動支援事業補助金 申請の手引き

～市民活動団体部門～

尾道市

【問い合わせ先】

〒722-8501

尾道市久保一丁目 15 番 1 号

企画財政部政策企画課協働統計係

TEL 0848-38-9435

FAX 0848-37-2740

E-mail kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp

1. 尾道市市民活動支援事業補助金について

この補助金は、市民の皆さんと行政が力を合わせ、「協働のまちづくり」を普及推進し、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、市民団体が行う先進的で独創的かつ公共性の高いまちづくり事業活動に対して、経費の一部の支援を行うものです。

2. 補助金の交付対象となる団体

市内を主な活動の範囲とし、次の①～③の要件をすべて満たしている団体

- ① 市民等により、自主的に組織されていること。
- ② まちづくり活動を自主的かつ主体的に行うことを会則、規約等に定めていること。
- ③ 代表者及び構成員の合計が5人以上で、そのうち5人以上が市内に居住又は通勤・通学していること。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次のⅠ～Ⅵのいずれか又は複数に合致する事業です。

- | | |
|---|-------------------------|
| Ⅰ | 活力ある産業が育つまちづくりに資する事業 |
| Ⅱ | 活発な交流と賑わいのあるまちづくりに資する事業 |
| Ⅲ | 心豊かな人材を育むまちづくりに資する事業 |
| Ⅳ | 人と地域が支え合うまちづくりに資する事業 |
| Ⅴ | 市民生活を守る安全のまちづくりに資する事業 |
| Ⅵ | 安心な暮らしのあるまちづくりに資する事業 |

※次に該当する事業は対象とはなりません。

- ・事業の主たる効果が尾道市以外で生じる事業
- ・市から他の補助・支援制度を同時に受ける事業
- ・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ・法令に違反する事業
- ・公序良俗に反する等、交付対象活動として適当でないと認められる事業
- ・その他市長が適当でないと認めたもの

4. 募集期間

今年度の募集期間は5月31日（月）までです。

5. 補助対象経費

項目	経費種類
報償費	講師等への謝金。
旅 費	講師等宿泊費の実費。ただし、1日当たり1万円を上限とする。
	講師等交通費の実費。ただし、自家用車等で移動した場合の燃料費については、ガソリン「20円/km」、「軽油15円/km」とする。
	事業実施のために要する活動従事者の交通費の実費。ただし、自家用車等で移動した場合の燃料費については、ガソリン「20円/km」、「軽油15円/km」とする。
需用費	消耗品費 会議、情報交換、資料作成等、事業実施に必要な用紙、材料、文房具、書籍等の事務用品費、物品購入費。※取得単価5万円以下のものに限る。
	印刷製本費 パンフレット、ポスター、チラシ等の印刷代。資料集、写真集、活動報告書等の印刷製本費。記録写真の現像料及びプリント料。
通信運搬費	はがき、切手代等の通信費。募集案内、会議資料、活動資料等、事業実施に必要な資材料等を送付するための郵送料や宅配便料。
飲料費	事業実施日における活動従事者への飲料費。ただし、1人当たり100円（税別）とし、1団体あたり年間総額1万円（税別）を上限とする。
保険料	活動従事者のボランティア保険、行事保険。
使用料及び賃借料	会場、機材等の使用料、賃借料。バス、トラック等の借上料。ただし、団体が自ら所有している施設、物品等は補助対象外とする。
備品購入費	事業に使用する物品で、特に必要と認められるもの。ただし、活動内容が備品を購入するだけの場合は補助対象外とし、取得単価5万円以下のものに限る。
その他の経費	活動に要する経費で、市長が必要と認めるもの。

対象外経費

- ・ 団体の事務局運営に要する経費
- ・ 団体の会議及び親睦に要する飲食費
- ・ 宿泊を伴う研修費
- ・ 登録登記が必要な備品購入費
- ・ その他市長が適当でないと認めた経費

6. 補助金の回数・額

【回数】 同一事業に対して1団体当たり連続で3回まで

【補助率】 補助対象経費の3分の2以内

【補助金の上限】 年額50万円（2回目及び3回目は30万円）

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

7. 申請手続き

次の提出書類をそろえて、募集期間内に政策企画課へ提出してください。政策企画課に様式を準備している他、尾道市のホームページからダウンロードできます。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業収支予算書
- ④ 団体の会則、規約等
- ⑤ 団体の構成員名簿

※その他、事業内容の分かる書類の提出を求めることがあります。

8. 審査について

申請のあった事業は、尾道市市民活動支援事業審査会（審査会）で内容を審査します。

審査は書類審査となりますが、審査会から事業の内容について説明を求められたときは、審査会に出席し説明していただく必要があります。

9. 申請結果について

補助金の交付・不交付に関わらず、結果を通知します。結果は申請締切日から1か月程度かかる場合があります。

また、補助金申請額に対して、交付決定となる補助金額が減額される場合があります。

10. 補助の対象となる期間

当該事業年度の補助の交付決定通知を受けた日から3月31日までとなります。

ただし、2回目又は3回目の補助対象団体については、当該事業年度の4月1日から3月31日までが対象となります。

11. 結果報告について

事業完了後1か月以内に次の提出書類をそろえて、政策企画課へ提出してください。その他関係書類の提出を求められます。

- ① 事業成績書
- ② 収支計算書
- ③ 活動報告書
- ④ 対象経費にかかる領収書（写しで可）
- ⑤ 現金出納簿及び予算差引簿

1 2. 補助金の交付時期

補助金は結果報告の内容を審査した後に交付することになります。
ただし、事業の完了前に 1 回に限り補助金額の 60%以内の額を交付
できます。

1 3. 事業の公表等

補助金の交付決定となった事業については、団体名や事業内容の概
要等を公開します。また、事業報告会等を開催する場合は、資料作成や
発表等をしていただくこととなります。

1 4. 審査基準

審査会による審査の基準は次の表のとおりとなります。

No.	評価項目	判断基準
1	公益性	●事業内容が地域や社会の課題解決につながるか。
2	必要性	●事業の目的・視点・内容などが明示され、地域課題やニーズ に沿ったものであるか。
3	実現性	●計画の内容に、実現させるだけの熱意と主体性が見られるか。 ●事業を実施する上で必要な知識や経験と事業の規模に見合っ た自己負担能力を有し、計画どおりに事業を実施できるか。
4	自立性	●自主財源の確保に努めるなど、本補助金だけに頼らない資金 確保に努めているか。 ●一般市民や他団体との連携を図るなど、補助終了後も提案す る事業を継続する視点・方策を有しているか。
5	整合性	●尾道市総合計画に掲げる施策目標と整合しているか。
6	先進性・ 独創性	●発想、着眼点、手法などに先駆性、独創性が見られるか。 ●地域活性化に向けたモデル性を有するか（事業種別ごとの代 表例となり得るか）。
7	妥当性	●実施可能なスケジュールとなっているか。 ●事業内容に対して経費が適正であると認められるか。
8	効果	●具体的な効果が期待でき、市民サービスの向上につながるか。 ●事業の効果が多くの市民又は社会全体に広く及ぶことが期待 できるか。
9	発展性	●一過性の事業効果でなく、持続した効果が見込めるか。
10	理解・ 協力	●地域住民の理解を得ている、又は得られる可能性があるか。
11	総合性	●事業内容を総合して、協働のまちづくりの推進に資すること が見込めるか。

補助金交付申請手続きの流れ

